別紙８

「評議員の選任」に関する規定について（第31条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （説明事項）   * 本別紙では「評議員の選任」に関する規定に関して、その方法等に合わせて３パターン例示する。  | **例番号** | **内容** | **本作成例**  **ページ番号** | | --- | --- | --- | | 例８－１ | 評議員会で評議員を選任する場合 | 118 | | 例８－２ | 評議員と第三者機関で評議員を選任する場合 | 119 | | 例８－３ | 理事会と評議員会で評議員を選任する場合 | 120 |  * 評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられている。 * 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。  |  | | --- | | * 理事や監事を兼ねることとなっていないか。 * 職員が１人以上は含まれる構成となっているか。 * 設置する学校を卒業した者で25歳以上の者が１人以上は含まれる構成になっていること（要件を満たす卒業生がいない場合は、本作成例「別紙10」（附則）の規定ぶりを参考にすること）。 * 職員が評議員の総数の３分の１を超える構成になっていないこと。 * 理事又は理事会が選任する評議員が評議員の総数の２分の１を超える構成になっていないこと。 |  * 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。 |

＜例８－１：評議員会で評議員を選任する場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員の選任）  第31条　評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。  （１）この法人の職員のうちから選任した者　○○名  （２）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者　○○名  （３）学識経験者のうちから選任した者　○○名  ２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。 | * 第２項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。ただし、職員評議員（前項第１号により選任された評議員）が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第３項第１号に違反することに留意する。 * 第５項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。 * 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意する。 |
|  |  |

＜例８－２：評議員と第三者機関で評議員を選任する場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員の選任）  第31条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。  （１）この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名  （２）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名  （３）学識経験者のうちから、第３号評議員選任委員会（本条第３項により構成されるものをいう。以下、本条において同じ。）において選任した者　○○名  ２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　第３号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。  ４　評議員会及び第３号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ５　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ６　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。 | * 第２項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。ただし、職員評議員（前項第１号により選任された評議員）が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第３項第１号に違反することに留意する。 * 第６項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。 * 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要である。 |
|  |  |

＜例８－３：理事会と評議員会で評議員を選任する場合＞

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| （評議員の選任）  第31条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。  （１）この法人の職員で評議員会において選任した者　○○名  （２）この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　○○名  （３）学識経験者のうちから、理事会において選任した者　○○名  ２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　理事会及び評議員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。 | * 第２項について、職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。ただし、職員評議員（前項第１号により選任された評議員）が一人もいなくなることは、私立学校法第62条第３項第１号に違反することに留意する。 * 第５項について、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。 * 評議員の選任及び解任を評議員会で行う場合には、評議員会の運営方法に則って行うこととなる。なお、決議要件の加重が不可であることなどに留意する。 |
|  |  |